

令和 7 年度

成瀬皆瀬国営施設応急対策事業

皆瀬ダム取水施設地質調査業務

特別仕様書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 令和7年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬ダム取水施設地質調査業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「地質・土質調査業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 本業務は成瀬皆瀬国営施設応急対策事業で実施を予定している皆瀬ダム取水施設建設工事に資するための地質調査を行うものである。

(場所)

第1-3条 業務位置は、秋田県湯沢市皆瀬字岩ノ目沢地先で別紙-1に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. ボーリング及び土質等の調査位置は、別紙-2「地質調査作業位置図」のとおりである。

なお、詳細については監督職員と現地立ち会いのうえ決定する。

2. 作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、発注者の許可無く土地を踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

3. 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第1-6条 1. 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理部門	農業 ― 農業土木 農業 ― 農業農村工学 建設 ― 土質及び基礎 応用理学 ― 地質
	農業	農業土木、農業農村工学
	建設	土質及び基礎
	応用理学	地質
博士	農学	
	理学又は工学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	地質	
	土質及び基礎	

2. 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-7条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-10条における業務組織計画の作成及び第1-11条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業内容

(作業項目及び数量)

第2-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

調査は、皆瀬ダム湖上で台船を使用することで計画している。

なお、詳細は、別紙-3「現地調査作業一覧表」に示すものとする。

作業項目表

- ・地質調査作業

作 業 項 目	数 量	備 考
1. ボーリング調査	1 式	
2. 解析等調査業務	1 式	

(調査作業の留意点)

第 2-2 条 地質調査作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

(1) ボーリング調査

ボーリング調査の方法は、共通仕様書第 3-3 条に基づくものとする。

(2) 標準貫入試験

標準貫入試験は、各ボーリング孔において 1 m 毎に実施するものとする。

(3) ボーリング成果

ボーリング成果は、共通仕様書第 1-17 条に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

なお、検定の申込にあたり、地盤情報の公開・利用の可否について、発注者と協議を行うこととする。

(4) 台船を使用した内容の詳細は、以下によるものとする。

1) ボーリング調査は、銀河大橋の下の現況道路を通行して皆瀬ダム湖面に台船を浮かべて、台船上からボーリング調査を行うものとする。

2) ボーリング調査はオールコア、せん孔方向は鉛直で 1 m 毎に標準貫入試験を実施することとする。また、ダム湖の水位は EL. 250m を想定していることから、せん孔開始地点までの水深は約 20m と想定している。

3) 台船は基地から湖岸まで陸送した後、湖岸で組み立てを行い所定の位置までボートで曳航するものとする。曳航した後は、4 箇所以上／孔を固定するものとする。

4) 台船の大きさは、5 m × 5 m で想定している。

5) 調査時期は、令和 7 年 4 月～令和 7 年 6 月に実施するものとする。

なお、作業に支障が生じた場合は、監督職員と協議する。

(業務写真における黒板情報の電子化について)

第 2-3 条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の 1. から 4. によりこれを実施するものとする。

1. 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2. 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- (1) 受注者は、1. の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- (2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記（1）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- (3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4. 写真の納品

受注者は、3に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5. 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第3章 貸与資料

（貸与資料）

第3－1条 貸与資料は次のとおりである。

番号	貸与資料	数量
1	平成30年度 国営施設応急対策事業 成瀬皆瀬地区 皆瀬ダム取水施基本設計補足その他業務 業務報告書	1

（貸与資料の取扱い）

第3－2条 第3－1条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料は、原則として複写転載を禁ずるとともに、その取扱いは十分留意しなければならない。
- (2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。

第4章 打合せ

（打合せ）

第4－1条 共通仕様書第1-9条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

初 回	作業着手の段階
中 間	中間打合せ
最終回	成果物納入段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-10 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第 5 章 成果物

(成果物)

第 5-1 条 成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体 (CD-R 等) 正副 2 部
- 2 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第 5-2 条 成果物の提出先は次のとおりとする。

秋田県横手市平鹿町浅舞字蔀沼 315-1

東北農政局平鹿平野農業水利事業所成瀬皆瀬農業水利事業建設所

第 6 章 契約変更

(契約変更)

第 6-1 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

1. 第 2-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
2. 第 2-2 条に示す「調査作業の留意点」に変更が生じた場合
3. 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
4. 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合
5. 履行期間に変更が生じた場合
6. 地質状況によりボーリング掘削延長等の数量変更が生じた場合
7. その他

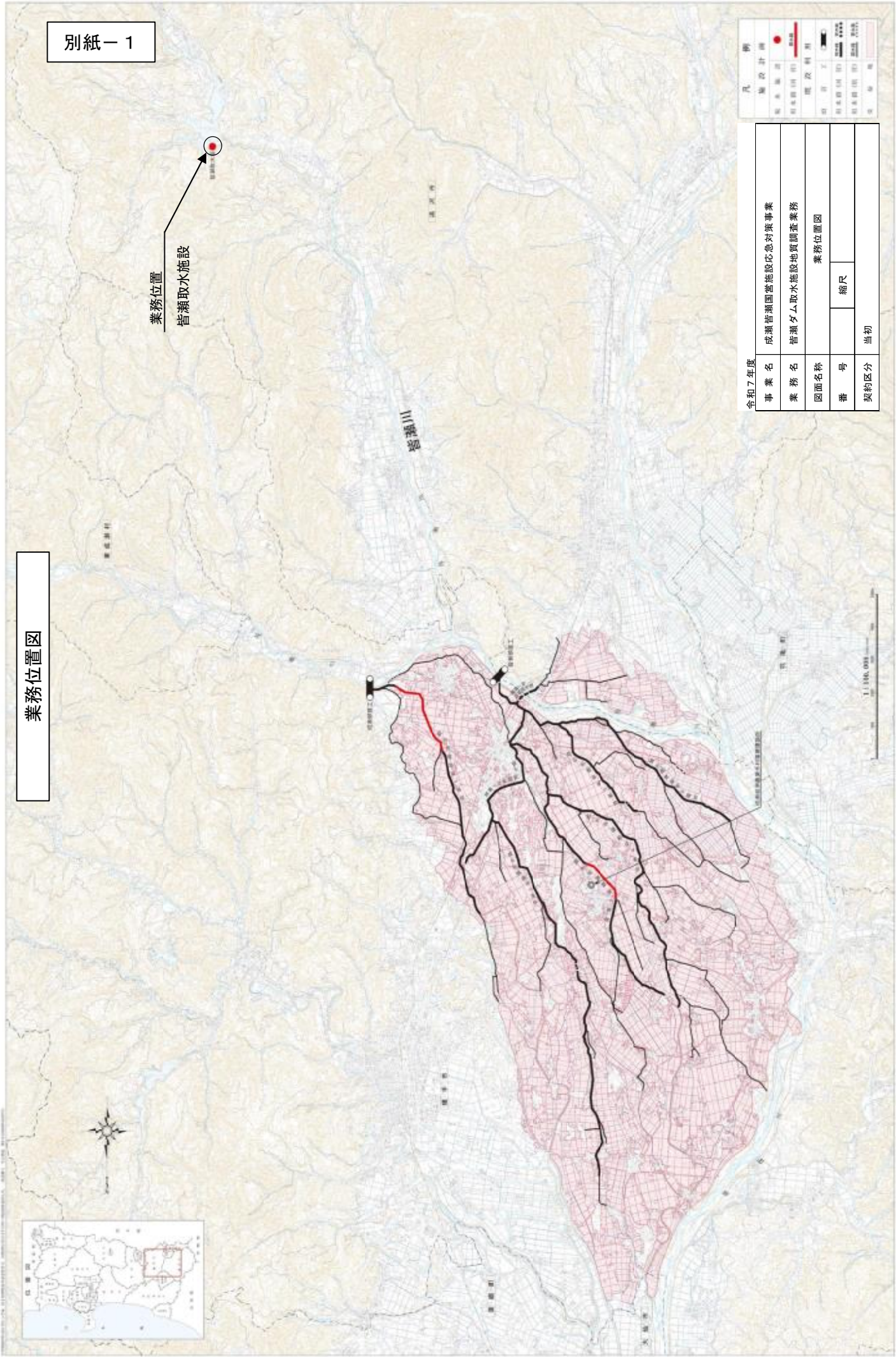
第 7 章 定めなき事項

(定めなき事項)

第 7-1 条 この特別仕様書に定めなき事項、又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

業務位置図

別紙－1



令和7年度	成瀬皆瀬国営施設応急対策事業		
事業名	皆瀬ダム取水施設地質調査業務		
図面名称	業務位置図		
番号	縮尺		
契約区分	当初		

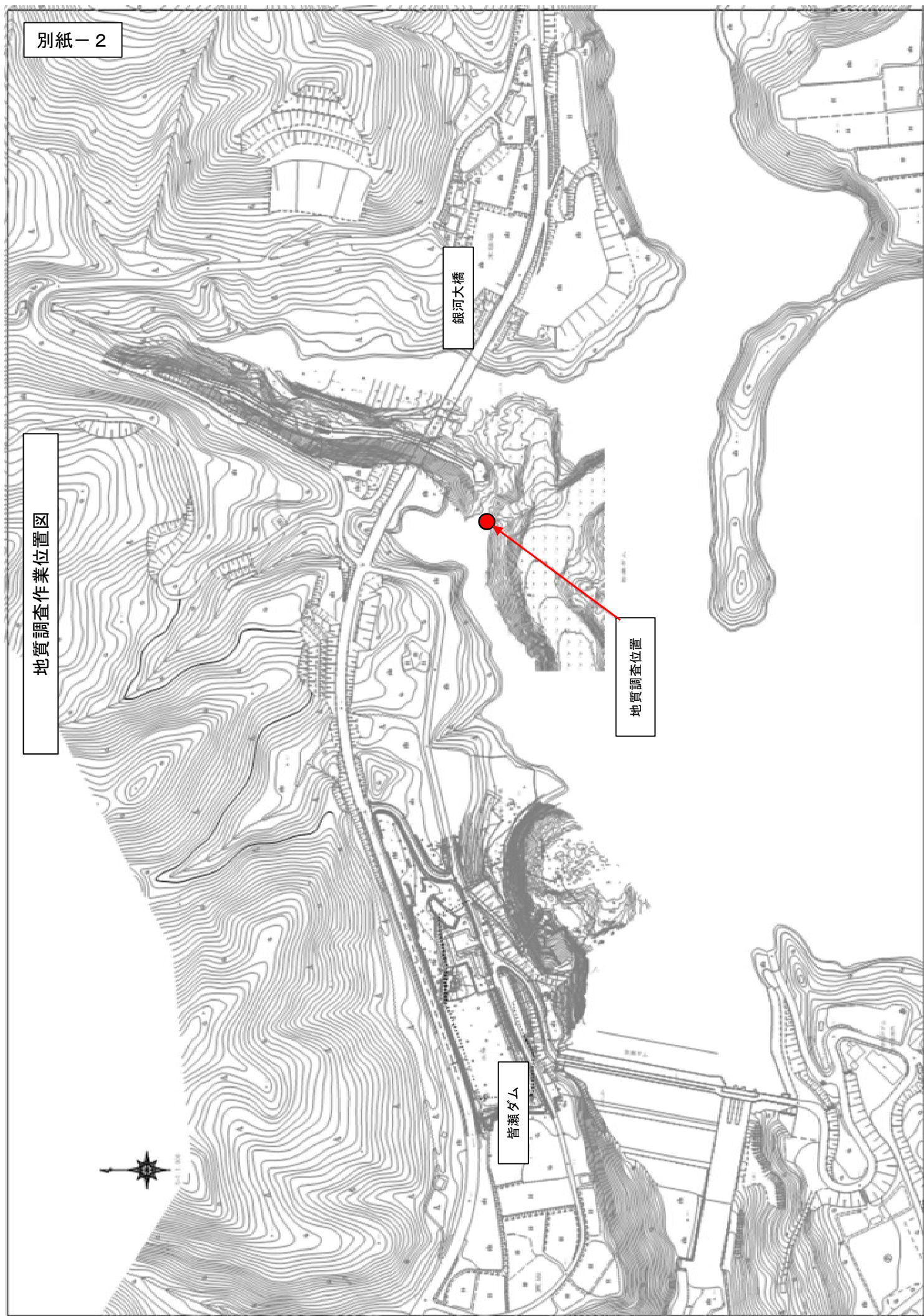
凡 例	
施設計画	●
境界線	—
施設利用	■
道路	—
河川	—
国境	—
市界	—
町界	—
村界	—
学区	—
その他	—

地質調査作業位置図

銀河大橋

地質調査位置

皆瀬ダム



別紙－３ 現地調査作業一覧表

作業項目	規格	作業条件	数量	備考
【ボーリング調査】				
土質ボーリング（オールコア）	φ 66	粘性土・シルト、50m以下、鉛直下方	1.0 m	
土質ボーリング（オールコア）	φ 66	砂・砂質土、50m以下、鉛直下方	3.0 m	
岩盤ボーリング（オールコア）	φ 66	軟岩、50m以下、鉛直下方	28.0 m	
標準貫入試験		粘性土・シルト	1 回	
標準貫入試験		砂・砂質土	3 回	
標準貫入試験		軟岩	28 回	
【解析等調査業務】				
既存資料の収集・現地調査		対象岩盤ボーリング本数1本	1 業務	解析等調査業務費
資料整理とりまとめ		対象岩盤ボーリング本数1本	1 業務	解析等調査業務費 一般調査業務費
断面図等の作成		対象岩盤ボーリング本数1本	1 業務	解析等調査業務費 一般調査業務費
総合解析とりまとめ		対象岩盤ボーリング本数1本、 試験種目数1種	1 業務	解析等調査業務費
【間接調査費】				
準備及び跡片付け			1 業務	
資機材運搬	トラック等	ボーリングマシン、搬入、搬出 （基地～湖岸～基地）	2 回	
台船運搬	トラック等	基地～湖岸	1 回/台	
曳航用作業船運搬	トラック等	基地～湖岸	1 回/台	
台船組立		湖岸	1 回/台	
ボーリングマシン据付		湖岸台船上	1 回/台	
台船曳船		湖岸～調査位置	1 式	
アンカー設置・損料		4 箇所以上／回、1 回/孔当たり	1 回	
オイルフェンス設置・損料		1 回/孔当たり	1 回	
オイルフェンス撤去		1 回/孔当たり	1 回	

作業項目	規格	作業条件	数量	備考
アンカー撤去		4 箇所以上／回、1 回/孔当たり	1 回	
台船曳船		調査位置～湖岸	1 式	
ボーリングマシン撤去		湖岸台船上	1 回/台	
台船解体		湖岸	1 回/台	
曳航用作業船運搬	トラック等	湖岸～基地	1 回/台	
台船運搬	トラック等	湖岸～基地	1 回/台	
台船損料		5m × 5m	31 日損料	
曳航用作業船損料			31 日損料	
【一括計上】				
国土地盤情報データベース 検定費		A 検定	1 本	